

要望書について（回答）

■ 提出者：なだて村づくり協議会

■ 受付日：令和3年8月25日

■ 回答日：令和3年9月14日

I. 7月7日の豪雨により発生した被害に関する要望

1. 由良川水系支川の氾濫対策及び灘手地区内を通過する県道の嵩上げについて

【回答：建設課 Tel 22-8169】

由良川水系4支川の河床掘削について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。また、由良川水系河川改修事業については、由良川水系河川改修事業促進期成同盟会として引き続き事業推進を要望してまいります。

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

県道の嵩上げについて、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

2. 市道津原中央線の崩落法面の復旧及び農業用水路に堆積した土砂の撤去について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所の水路に堆積した土砂については、撤去を実施しました。また、市道の法面復旧については、来年の耕作時期までに完了するように工事を進める予定です。

3. 谷公民館前の市道谷1号線に排水路（溝）の新設について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所については、大倉川の水位上昇で浸水が発生すると考えられ、市道谷1号線を横断する排水路を新設しても効果が期待できないことから、排水路の新設は困難です。

4. 穴沢バス停駐輪場の壁板の改修について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

駐輪場の壁板の修繕について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

II. 道路に関する要望

1. 円城寺川に架かる橋の改修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました橋梁は穴沢斉尾大沢1号橋です。修繕が必要な市道橋については、長寿命化修繕計画に基づき順次修繕を行っており、穴沢斉尾大沢1号橋については、今のところ令和5年度に設計、令和6年度に修繕工事を予定しております。なお、緊急的に修繕が必要な場合は対応いたします。

2. 市道津原中央線のガードレール設置について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました区間については、これまでガードレールを設置してきた区間と比べて危険性が低いため、現時点でガードレールの設置は困難です。

3. 県道津原穴沢線及び市道津原中央線等の法面管理（一部エリアの業務の地元委託）について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

市道津原中央線の法面については、現時点で法面シート等の施工は困難ですが、地元による除草作業や地元が業者に除草作業を委託した場合にその経費を補助する「市道除草作業等支援金制度」のご活用をご検討ください。詳細については建設課にご相談ください。

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

県道津原穴沢線法面の雑木伐採等について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

4. 県道津原穴沢線谷バイパス法面上部の崩落懸念について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

県道津原穴沢線法面上部の調査について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

Ⅲ. 河川に関する要望

1. 阿部川土手の陥没改修について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望のあった陥没箇所は、昭和60年前後に農業協同組合の施行主体により土地区画整理された以降、河川ではなく農業用水路となっています。この水路の位置づけは地元管理の農業用施設となりますので、修繕する場合には補助事業の対象となりますが地元負担金が発生します。地元関係組織と調整し修繕に係る支援を検討いたします。

2. 大倉土地改良区谷第2揚水機前の大倉川擁壁の改修について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

3. 大倉川の堆積土砂の撤去について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

県河川の占有者である大倉土地改良区と協議し、修繕に係る支援を検討いたします。

Ⅳ. その他・住環境に関する要望

1. 灘手神社参道の石段両脇に自生する雑木の伐採について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

昨年度、法面の管理者である鳥取県に要望しました。今年度も引き続き要望します。